

### 市民生活

#### ■就学時健康診断受診日時を 通知します

来年4月に小学校へ入学されるお子さん(平成13年4月2日(平成14年4月1日生まれ)の健康診断を今月中旬から行います。対象者の保護者には、通知書を送付します。10月5日(金)までに届かない場合は、ご連絡ください。

また、指定日時に都合の悪い方は、他の学校や整理日でも受診できますので、お早めにご連絡ください。

#### ■問合せ先 学校課

#### ■「存じですか」行政相談週間

10月15日(月)～21日(日)は「行政相談週間」です。行政相談制度について周知し、広く国民の皆さんにこの制度を利用していただくために設けています。

市では、行政相談委員が、次のとおり行政相談会を開催します。国の仕事などについて、「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や要望を受け付けますので、ご利用ください。

なお、毎月第1金曜日市役所1階市民相談室で行政相談を受け付けているほか、行政相談委員は、電話での相談も受け付けています。

▼市の行政相談委員  
生沼通男(☎591・3064)、谷正幸(☎581・3790)、古瀬康紘(☎584・1560)、柿崎幸子(☎592・3905)

#### ▼行政苦情110番

総務省東京行政評価事務所(☎0570・090110) ☎03・5331・1761 ※PH S、IP電話などを利用の場合は、☎03・3363・1100へ

いずれも「問合せ先」市長公室市民相談担当

#### ■10月の人権擁護委員活動

▼子ども自然体験活動「笑顔でキャンプ!」(検原ファイト村)

【日程】10月27日(土)※日帰り  
【内容】芋煮などを楽しもう!  
【対象】小・中学生【費用】2千円(交通費等)【申込み】10日(水) (必着までに往復ハガキで。往信用裏面に住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、〒191-0002新井86の64平清太郎へ)

▼「親子で遊ぼう!」0、1、2、3  
【日程】10月20日(土)午前10時30分～11時30分【会場】多摩平の森ふれあい館※直接会場へ【内容】手遊び、わらべ唄、パネルシアター、参加親子同士の交流プログラムなど【講師】山田紀子氏(子ども人権サポーターの会代表・臨床心理士)【対象】乳幼児親子15組程度

▼君とオンブズマンホットライン(電話・面接・匿名相談可)  
【内容】子ども人権オンブズマンによる、いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの相談【電話番号】070・6518・7061

以上、いずれも「問合せ先」人権擁護委員(平☎591・2315)、市長公室市民相談担当

■高齢者の特設人権相談  
【日時】10月28日(日)午前10時から【会場】高幡不動尊金剛寺  
【主催】東京法務局・東京都人権擁護委員連合会(高齢者研究委員会)【問合せ先】人権擁護委員(吉野☎584・6130)、

市長公室市民相談担当

あり)及び、工事費用が分かる書類を申告書に添付し資産税課へ「問合せ先」資産税課

市長公室市民相談担当

#### ■自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車に加入が義務づけられています(自動車損害賠償保障法)。

四輪車ももちろんですが、特に車検制度のない250cc以下のバイク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は、有効期限切れ、か

け忘れにご注意ください。自賠責制度の詳しい内容はホームページ(<http://www.jidai.jp>)でも見ることができます。

【問合せ先】国土交通省関東運輸局東京運輸支局輸送担当(☎03・3458・9233)

#### ■耐震改修住宅に対する家屋の固定資産税減額措置

昭和57年1月1日以前の住宅で、平成18年1月1日～平成27年12月31日に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を行い、次の要件を満たす場合は、申告により一定期間、家屋の固定資産税が減額されます。

【耐震改修の要件】①現行の耐震基準に適合する耐震改修②耐震改修に要した費用の額が1戸あたり30万円以上【減額される期間と税額】改修完了時期が①平成21年まで：減額期間3年(減額率2分の1)②平成22～24年：減額期間2年(減額率2分の1)③平成25～27年：減額期間1年(減額率2分の1)※1戸あたり120平方メートル相当分まで【申告方法】改修後3カ月以内に検査機関等が発行する現行の耐震基準に適合した工事であることを証する証明書(用紙は市役所1階資産税課に

あり)及び、工事費用が分かる書類を申告書に添付し資産税課へ「問合せ先」資産税課

【問合せ先】立川社会保険事務所(☎042・523・0352)、市保険年金課年金係

【問合せ先】立川社会保険事務所(☎042・523・0352)、市保険年金課年金係

### 告知板

#### ■平成19年度第7回教育委員会 定例会

【日時】10月11日(木)午後2時から※傍聴希望の方は午後1時45分までに教育部庶務課へ。申込多数の場合は抽選【問合せ先】教育部庶務課

#### ■男女平等推進委員会の傍聴

【日時】10月11日(木)午後7時～9時【会場】市役所4階庁議室 ※傍聴希望の方は当日会場へ。人数制限等あり【問合せ先】男女平等課(☎584・2733)

【栄町地域の新規地区計画原案の縦覧及び説明会を開催】

【縦覧期間】10月5日(金)～19日(金の)午前8時30分～午後5時15分※土曜・日曜日、祝日を除く【縦覧場所】市役所3階都市計画課【説明会】10月9日(火)午後7時から市役所5階505会議室

【縦覧区域】栄町2～5丁目各市内(都市計画道路沿線)【縦覧内容】名称・位置及び区域・地区計画原案の内容【問合せ先】都市計画課

【日野都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧及び変更説明会を開催】

平成19年度日野都市計画生産緑地地区の変更説明会及び変更案の縦覧を行います。

【縦覧期間】10月22日(月)～11月12日(月)午前8時30分～午後5時

【問合せ先】市役所3階都市計画課

#### 除)「問合せ先」都市計画課

【縦覧場所】市役所3階都市計画課【説明会】10月22日(月)午後7時～8時に市役所5階505会議室【位置・区域】生産緑地地区：日野市全域【縦覧内容】生産緑地地区の変更(追加・削

除)「問合せ先」都市計画課

【問合せ先】市役所3階都市計画課

【問合せ先】市役所3階都市計画課

【問合せ先】市役所3階都市計画課

【問合せ先】市役所3階都市計画課

【問合せ先】市役所3階都市計画課

【問合せ先】市役所3階都市計画課

【問合せ先】市役所3階都市計画課

【問合せ先】市役所3階都市計画課

### 間違っていますか? 有害(危険)ごみの出し方

ビデオテープやカセットテープなどのテープ類と、スプレー缶類は、不燃ごみの日に市指定ごみ袋以外の中身の見える袋などに入れて出してください。このルール違反が目立つようになりました。特に、別図の①②③を混在させた出し方が多く見られます。改めて確認をお願いします。なお、「有害(危険)ごみ」をクリ

ンセンターに直接持ち込んだ場合は、有料です。また、ガラスの破片や刃物などを出すときは、紙や布などに包んで不燃ごみの袋の中に入れて出してください。その際、不燃ごみ袋に「割れ物(刃物)あり」と表示いただくよう、協力をお願いします。

【問合せ先】ごみゼロ推進課(☎581・0444)

【問合せ先】ごみゼロ推進課(☎581・0444)

【問合せ先】ごみゼロ推進課(☎581・0444)

【問合せ先】ごみゼロ推進課(☎581・0444)

【問合せ先】ごみゼロ推進課(☎581・0444)

【問合せ先】ごみゼロ推進課(☎581・0444)

**有害(危険)ごみの出し方 無料です** 不燃ごみ収集日に併せて収集します

① 蛍光灯  
割れないように箱などに入れて  
不燃ごみの隣に並べて出す  
※白熱電球、グロー球は不燃ごみへ

② 乾電池、水銀体温計、ライター、スプレー缶・カセットボンベ  
中身の見える袋に入れて  
不燃ごみの隣に並べて出す  
※ライター・スプレー缶・カセットボンベは、使い切ってから

③ テープ類すべて  
ビデオテープ、カセットテープ、プリンタインクリボンなど  
中身の見える袋に入れて  
不燃ごみの隣に並べて出す  
※1回に出せる量は、市指定袋の小袋(10リットル)相当量(ビデオテープ10本程度、カセットテープは40本程度)

①②③は、それぞれ別にまとめて不燃ごみの隣に並べて出してください。クリーンセンターに運搬後それぞれ別な処理をしますので、①②③をひとまとめにしないようお願いします。